

日本航空医療学会認定規則 別表－ 1 :

平成 18 年 7 月 8 日施行

運航医療管理者：認定制度規則第 3 章、第 6 条

- ① 運航医療管理者は、下記に該当する者も認定の対象者とする。
- ② 認定制度規則第 3 章、第 6 条、4 項については、ドクターヘリ運航責任者または実質的な医療指導責任者、消防防災ヘリ保有機関との契約によりドクターヘリの運航を行っている医療施設の運用責任者も含む。

日本航空医療学会認定規則 別表－ 2 :

平成 18 年 7 月 8 日施行

指定施設：認定制度規則第 7 章、第 12 条

- ① 認定制度規則第 7 章、第 12 条に則り、消防防災ヘリ等によりドクターヘリの運航を行っているヘリコプター保有施設およびその契約によるドクターヘリの運航を行っている医療施設も含む。
- ② ドクターヘリの運航を行っている認定指定施設については、患者搬送経験及び受け入れ経験の合計が年間 30 症例以上を必要とする。